

2025 年度以降の専門看護師・認定看護師・認定看護管理者の個人審査変更に関する FAQ

(2025 年 1 月 14 作成／2025 年 6 月 6 日更新)

※最新の変更・更新箇所を下線で表記しております。

※詳細は、申請する年度の各審査の「手引き」を必ずご確認ください。

以下、「CNS」は専門看護師、「CN」は認定看護師、「CNA」は認定看護管理者を示す。

目次

1. 認定審査：2026 年度より変更	2
1) 専門看護師・認定看護師・認定看護管理者 共通	2
2) CNS	2
3) CN	2
4) CNA	2
2. 更新審査：2025 年度より変更	3
1) 3 制度共通	3
(1) 申請書類について	3
(2) 学術集会等での発表または論文掲載について（2028 年度以降）	3
(3) 研修について	4
(4) 教員について	5
(5) 講師について	6
2) CN	6
3. 再認定審査：2025 年度より変更	6
1) 3 制度共通	6
(1) 受験資格について	6
2) CN	6
3) 2025～2027 年度の特例措置期間	7
(1) 3 制度共通	7

1. 認定審査：2026 年度より変更

1) 専門看護師・認定看護師・認定看護管理者 共通

問	回答
2026 年度から変更となる認定審査にある「基本的な知識」とは何をさしますか。	本会が教育機関認定をした CN・CNA 教育課程、CNS は日本看護系大学協議会（JANPU）が認定した教育機関のカリキュラムで学習した内容をさします。
審査問題の出題範囲を教えてください。	CN の出題範囲は認定看護師教育基準カリキュラム、CNA の出題範囲は認定看護管理者カリキュラム基準、CNS の出題範囲は JANPU が定める教育課程基準となります。

2) CNS

問	回答
CNS は、同じ分野でもサブスペシャリティによって、基本的な知識が異なるのではないのでしょうか。	CNS の 6 つの役割（実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究）に関する基本的な内容は、サブスペシャリティに関わらず共通し修得している知識であるため、基本的な知識は同じです。専門分野の基本的知識とは区別しています。

3) CN

問	回答
認定審査の変更に伴い、A 課程 CN 教育機関修了者の認定審査は終了しますか。	A 課程 CN 教育機関修了者に対する認定審査は、2030 年 3 月末まで実施します。

4) CNA

問	回答
大学院で看護管理に関連する科目を受講し単位を取得していますが、受験資格はありますか。	受験資格は、「看護管理に関連する学問領域の修士以上の学位を取得している者」としており、単位取得だけでは受験資格はありません。

2. 更新審査：2025 年度より変更

1) 3 制度共通

(1) 申請書類について

問	回答
特例措置期間に、認定更新審査を申請予定です。申請に必要な書類を教えてください。	特例措置期間の認定更新審査における申請書類は、以下の提出が必要です。その他の書類については、申請する年の「手引き」を必ず確認ください。 ・自己研鑽の実績/研修実績・研究業績： CN・CNA50 点/CNS100 点 の提出が必要（現行通り）

(2) 学術集会等での発表または論文掲載について（2028 年度以降）

問	回答
「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」の要件にした理由を教えてください。	従来の実践報告書にかわる要件となります。従来の認定更新審査の要件である実践報告書は、専門看護師・認定看護師・看護管理者の活動に関するエビデンスになり得る内容ですが、審査の一環として提出されるため、その内容の公表や二次利用ができませんでした。学術集会等での発表または論文掲載によって、実践内容等のエビデンスとして可視化されることを目的に変更しました。
「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」について、発表内容は研究に限定されるのでしょうか。	学術集会等での発表内容は、研究に限定していません。自身または組織の実践等の可視化に繋がる内容は、申請の対象となります。
「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」について、研究会や施設内での発表は、申請の対象になりますか。	研究会における発表または論文掲載については、抄録等に掲載されている場合は、申請の対象となります。ただし、施設内の発表または論文掲載は認められません。
「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」について、回数の上限はありますか。	「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」の回数については、上限はありません。
「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」について、共同発表者や共同研究者は申請の対象になりますか。	論文掲載については、共同発表者や共同研究者は申請の対象になりません。筆頭発表者・筆頭研究者が申請の対象となります。
「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」は、発表 2 回と論文掲載 2 回、計 4 回以上ということですか。	「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」とは、審査対象期間において、学術集会等での「発表」、「論文掲載」のいずれかの合計が 2 件以上の場合は、申請の対象となります。

「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」と「研修受講」を併用した申請はできますか。	併用した申請は可能です。学術集会等での発表または論文掲載のいずれか 1 回と研修受講を組み合わせる場合は、CN・CNS は 30 時間、CNA は 15 時間の研修受講が必要です。
「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」と「研修受講」を併用した場合、研修時間に講師としての講義時間を含めてよいですか。	「学術集会等での発表または論文掲載 2 回以上」と「研修受講」を併用した場合、研修時間に講師の講義時間は含みません。
「学術集会等での発表または論文掲載」について、両方の実績が必要ですか。	「学術集会等での発表」または「論文掲載」のいずれかが、2 回以上の場合は、申請の対象となります。
学術集会等での発表または論文掲載は、同演題でもそれぞれ 1 回として申請できますか。	学術集会等での発表または論文掲載の演題名が同じ場合は、どちらかのみ申請の対象になります。
学術集会等での発表または論文掲載は、専門分野の活動内容に限られますか。	学術集会等での発表または論文掲載については、専門分野の活動内容に限定しません。
学術集会等において、シンポジストやパネリストの発表は、申請の対象になりますか。	学術集会等におけるシンポジストやパネリストの発表は、 <u>発表内容が抄録等に掲載されている場合は</u> 、申請の対象となります。
学術集会等における座長は、申請の対象になりますか。	学術集会等での座長については、抄録等に掲載の有無にかかわらず、申請の対象にはなりません。
書籍や教科書の執筆は、論文に含まれますか。	書籍や教科書は、論文には含みません。

(3) 研修について

問	回答
どのような研修を受講したらよいですか。	研修については、国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修（研修受講証や修了証等が発行されているものに限る）を受講してください。
学会の参加は、研修として認められますか。	学会の参加は、研修受講には該当しません。ただし、学術集会等で開催される研修で、研修受講証や修了証等が発行されている場合は、申請の対象となります。
<u>大学院で履修した単位（時間数）は、研修として認められますか。</u>	<u>大学院で履修した単位（時間数）は、学生を対象とした授業（講義・実習）であるため、研修受講には該当しません。</u>

研修受講を証明するものとして、何が 必要ですか。	以下が確認できる研修受講証や修了証等を提出してください。 ・ 研修主催者名 ・ 研修名 ・ 受講者氏名 ・ 研修受講年月日・期間 ・ 研修時間数
研修の受講時間は、どのように確認し たらよいですか。	研修受講証や修了証に記載された時間数で確認してください。
研修時間は、コマ数（みなし時間）で 申請できますか。	コマ数（みなし時間）ではなく、時間数（CN・CNS は 60 時間、CNA は 30 時間）に換算してください。その際の申請書類については、申請する年の「手引き」で確認ください。
研修を受講しましたが、修了証や受講 証等に研修時間数の記載がありません。	修了証等に必要事項（研修主催者名、研修名、受講者名等）が記載されていない場合は、確認できるプログラム等を併せて提出してください。必要事項を確認するため、複数の資料を提出することは問題ありませんが、自作の資料は認められません。
研修の修了証や受講証の氏名は、手書 きでもよいですか。	修了証や受講証等の氏名記載方法については、指定はありませんが、研修主催者が発行したものが明確であることが確認可能なものに限ります。

(4) 教員について

問	回答
休講中の CN・CNA・CNS 教育課程で 1 年間、専任教員を務めました。自己研 鑽の実績にある専任教員として申請 できますか。	専任教員であっても休講中の場合は、「専任教員を務めた」実績がないため、申請の対象になりません。
教員を 1 年以上勤めていますが、自己 研鑽の実績にある CN・CNS：60 時間、 CNA30 時間の研修受講と同等として 申請できますか。	以下に該当する教員は、申請の対象となりますので確認してくだ さい。 ・ CN 教育課程の専任教員・主任教員を 1 年以上務めた場合 ・ 大学院で CNS 教育課程の教員を 1 年以上務めた場合 ・ CNA 教育課程の専任教員を 1 年以上務めた場合
CNS 教育課程を有する大学院の教員 です。自己研鑽の実績にある 60 時間 の研修受講と同等として申請できま すか。	CNS 教育課程の教員以外は、申請の対象になりません。

(5) 講師について

問	回答
CNS・CN・CNA の教育課程で講師（非常勤含む）を務めた場合は、研修時間に含めてよいですか。	講師としての講義時間は、研修時間のうち、CN・CNS は 12 時間、CNA は 6 時間まで、それぞれ実時間で申請することが可能です。
自施設内の研修で講師を務めた場合は、研修時間に含めてよいですか。	自施設内の研修で講師を務めた時間は、研修時間としては認められません。外部団体等からの依頼で講師を務めた場合は、研修時間のうち、CN・CNS は 12 時間、CNA は 6 時間まで、それぞれ実時間で申請することが可能です。
CNS・CN・CNA 教育課程で演習支援を実施、実習指導者として実習に携わった時間は、研修時間に含めてよいですか。	CNS・CN・CNA 教育課程で演習支援を実施、実習指導者として実習に携わった時間は、研修時間としては認められません。

2) CN

問	回答
A 課程認定看護師です。A 課程教育課程は 2026 年度に終了しますが、以降も更新審査は続くのでしょうか。	現在の認定看護師制度規程では、A 課程認定看護師の更新審査は、永続的に実施することになっています。

3. 再認定審査：2025 年度より変更

1) 3 制度共通

(1) 受験資格について

問	回答
再認定審査の受験資格について、資格失効後の年数についての制約はありますか。	失効時期は問いません。一度でも認定審査に合格し、各制度の認定者であった方は、再認定審査を受験可能です。
認定審査に不合格になった者は、再認定審査の対象となりますか。	認定審査の不合格者は、再度、認定審査を受験することが必要です。再認定審査は、資格認定者（資格失効者）が対象です。

2) CN

問	回答
2021 年 4 月以降に認定審査に合格した A 課程認定看護師です。これまで、再認定審査の適用にはなっていませんでしたが、新たな再認定審査では対象となりますか。	認定看護師制度規程の一部改正に伴い、2021 年 4 月以降に初めて A 課程認定看護師名簿に登録する認定看護師の方は、再認定審査の対象となります。

B 課程認定看護師です。これまで再認定審査の適用にはなっていませんでしたが、新たな再認定審査では対象となりますか。	認定看護師制度規程の一部改正に伴い、B 課程認定看護師名簿に登録された認定看護師の方は、再認定審査の対象となります。
---	--

3) 2025～2027 年度の特例措置期間

(1) 3 制度共通

問	回答
特例措置期間に、再認定審査を申請予定です。申請に必要な書類を教えてください。	特例措置期間の再認定審査における申請書類は、以下の提出が決まっています。その他の書類については、申請する年の「手引き」を必ず確認ください。 ・研修の受講（CN・CNS24 時間/CNA12 時間）または、審査対象期間の自己研鑽の実績/研修実績・研究業績を提出（CN・CNA50 点/CNS100 点）
申請要件として、必要な研修時間数（CN・CNS は 24 時間、CNA は 12 時間）は、1 年ごとに必要な研修時間数ですか。	特例措置期間における研修時間数（CN・CNS は 24 時間、CNA は 12 時間）は、1 年ごとに必要な研修時間数ではありません。この間の再認定審査は、一律、上記の研修時間数となります。

以上